

へき地医療重点支援地区の指定について

1 へき地医療重点支援地区の概要

- ・ 中山間地域・離島では、医師の高齢化による診療所の閉院に加え、住民の高齢化や公共交通機関の減便等により医療機関へのアクセスが困難になるなど、医療体制の維持が課題となっている
- ・ このような地域では、地域医療拠点病院が診療所への代診医の派遣や無医地区への巡回診療等を行っており、重要な役割を担っている
- ・ 県は、その取組を更に促進するため、へき地医療重点支援地区を指定し、当該地区で活動する地域医療拠点病院を支援することで、地域の医療提供体制を確保する

2 地域医療拠点病院への支援内容

- ・ ハード支援（令和6年度～）
中山間地域（重点支援地区）の医療を支える地域医療拠点病院の設備整備を国の医療施設等設備整備費補助金を活用して支援

○対象者	重点支援地区において無医地区等を支援する 150 床未満の地域医療拠点病院
○対象経費	地域医療拠点病院として必要な医療機器購入経費
○補助率	国 1/2 県 1/2
○基準額	5 5,000 千円/か所

- ・ ソフト支援（令和5年度～）
中山間地域（重点支援地区）において、地域医療拠点病院が新たに実施する以下の取組について、国の医療施設運営費等補助金を活用して支援

○対象者	重点支援地区において新たな取組を実施する地域医療拠点病院
○対象経費	無医地区等への巡回診療、へき地診療所等へ医師派遣等の診療に必要な経費
○補助率	国 1/2 県 1/2
○基準額	活動内容ごとに基準額あり、赤字部分（不採算）が支援対象

3 令和7年度におけるへき地医療重点支援地区の指定

川本町、美郷町（社会医療法人仁寿会 加藤病院を支援）

(1) 指定理由及び支援理由

- ・ 医療機関が限られ医療サービスが不足しており、地域外の医療機関から遠距離
- ・ 加藤病院は、当該地域において、へき地診療所への医師等の派遣に加え、医療 MaaS 車両を用いた遠隔診療に取り組む等、地域医療の確保に注力している
- ・ 令和7年7月9日から16日まで書面により開催した大田圏域地域保健医療対策会議医療・介護連携部会において圏域関係者の合意済み

(2) 指定日

令和7年10月15日